

中山間地域等直接支払制度の新たな対策への取組

岩手県・・・・・・・・ 1

新潟県・・・・・・・・ 7

富山県・・・・・・・・ 1 4

熊本県・・・・・・・・ 1 6

第21回中山間地域等総合対策検討会資料

「制度推進に向けた岩手県の実践について」



【棚田百選 北限の棚田 一関市大東町 大原集落】



【都市農村交流 農業体験 花巻市石鳥谷町 山屋集落】

平成18年2月21日

岩手県農林水産部農業振興課 佐藤 俊孝

I 岩手県の中山間地域

中山間地域の現状

本県の市町村(H17年3月末の全市町村数58)のうち、44市町村が中山間地域。この中山間地域は、県全体の面積の約8割を占め、約半数の県民が生活している。また、産業面では、全体の約4割弱の純生産を占め、農業産出額では67%を占める。



【奥州市水沢区(旧水沢市) 山内集落】

区 分	岩 手 県			東 北	備 考
	県 計	中山間地域	シェア		
市町村数	58	44	76%	58%	
総面積 (ha)	1,527,840	1,193,081	78%	69%	
人口 (人)	1,416,180	649,183	46%	28%	
総世帯数 (戸)	476,398	204,754	41%	25%	
人口密度 (人/km ²)	93	54		60	
経営耕地面積 (ha)	126,026	73,823	59%	38%	
耕作放棄地面積 (ha)	8,092	6,475	80%	59%	
農家戸数 (戸)	92,438	55,829	60%	44%	
農業産出額(千万円)	27,870	18,593	67%	43%	
農家1戸当たり経営耕地面積 (a)	136	132		124	
農家1戸当たり耕作放棄地面積 (a)	8.8	11.6		7.5	
資 料	2000年農業センサス他			1995年農業センサス他	

※市町村数58はH17年3月時。H18年3月時の市町村数は35(市町村合併減)を予定。

II 中山間地域等直接支払制度の取組

1 平成 17 年度中山間地域等直接支払制度の実施（見込み）

平成 18 年 1 月現在

	交付市 町村数	協 定 数			交付見込み面積(ha)			加算 単価 面積 (ha)	H16 年 度交付 面 積 (ha)
		集落協定	個別協定	計		基礎単価 面 積	体制整備 単価面積		
岩 手	39	1,093	43	1,136	19,283	2,403	16,879	446	18,358
東 北	199	4,374	122	4,496	66,336	17,809	48,527	940	66,422
全 国	1,161	27,483	422	27,905	654,265	139,044	515,221	7,540	665,093

2 新制度の取組

（1）推進方針及び推進体制

ア 推進方針

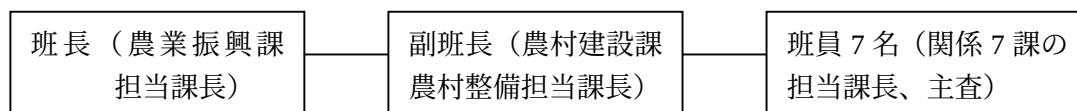
- ・ 平成 17 年度の農林水産部施策方針の重点推進事項（5 項目）に「中山間地域の活性化に向けた直接支払制度の円滑な展開」を掲げ、本制度を重点推進

イ 推進体制の構築

① 中山間地域等直接支払制度活用推進班の設置

所掌：制度の情報の交換、市町村に対する地方振興局の指導

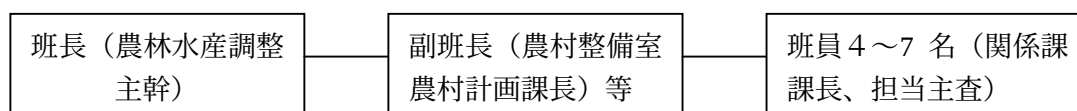
組織



② 地方振興局中山間地域等直接支払制度活用地方推進班の設置（12 局に設置）

所掌：制度情報の収集・提供、市町村が行う業務への指導・助言・支援

組織



さらに下部組織として「推進チーム（実働部隊）」を必要に応じて設置

ウ 主な地方推進班の業務

- ① 新制度の説明・啓発（市町村、団体、集落代表、担い手農家、他）
- ② 市町村基本方針策定支援
- ③ 集落マスタープラン策定を含む協定書策定支援
- ④ 集落協定締結支援
- ⑤ 協定に係る課題・問題の対処

具体的には、協定の統合化、協定の体制整備（体制整備単価協定）を推進

エ 各地方推進班の活動実績（12 地方振興局）

地方振興局名	延べ開催数（回）	延べ参加者（人）	備 考
盛 岡	1 3	2 2 6	推進チームを設置
花 巻	1 4	2 5 5	//
北 上	2 3	4 3 2	//
水 沢	3 7	1, 7 4 6	//
一 関	3 3	6 5 2	//
千 厩	2 5	5 1 2	//
大船渡	4 4	4 9 7	//
遠 野	1 8	2 1 2	
釜 石	1 6	1 5 1	
宮 古	1 7	1 1 3	//
久 慈	2 1	1 8 9	//
二 戸	4 1	3 4 1	//
合 計	3 0 2	5, 3 2 6	

（２）推進班の重点推進内容

- 協定統合による１協定当たり面積の拡大
 - １協定当たり面積： 12.7ha が 17.0ha に拡大
- 集落の永続的な再生産を可能とする体制整備の構築
 - 体制整備の面積（体制整備単価の協定面積）：16,879ha 面積の 88%
- 他集落との連携強化（「結い精神」の拡大）
 - 取組の促進：水路のえざらい（堰あげ）、みち普請（道路補修）などの取組において他集落と共同した取組が顕在化

参考資料

千厩地方推進班における「中山間地域等直接支払制度 協定締結等推進」の支援活動状況

№	振興局名	実施年月日	実施場所	班員名	参集人数	市町村名	協定名称		支援指導内容	取組単価		選 択 要 件			基礎単価の理由	備考
							旧集落名	新協定名		体制整備	基礎単価	A-1	A-2	B		
1	千厩	17. 4. 8	室根村役場第2会議室	熊谷主幹 小野寺上席改良普及員 佐藤主査	17	室根村			室根村中山間直接支払制度推進会議							県推進計画を説明
2	"	17. 4. 13	室根村役場3-1会議室	熊谷主幹 小野寺上席改良普及員 佐藤主査	40	室根村			室根村中山間直接支払制度集落代表者会議							新制度の概要を説明
3	"	17. 4. 19	東山町公民館大会議室	佐藤主査	55	東山町			東山町中山間地域等直接支払制度集落説明会							新制度の概要を説明
4	"	17. 4. 20	室根村高沢地区集落センター	佐藤主査	16	室根村	室根村矢越第11・12・14部落	室根村矢越第11部落	新制度の説明 集落統一に向けた話し合い			加工・販売	非農家との連携			
5	"	17. 4. 21	室根村ひこばえの森交流センター	小野寺上席改良普及員	10	室根村	室根村矢越地区	室根村矢越地区	新制度の説明			加工・販売	非農家との連携			
6	"	17. 4. 22	室根村浜横沢下地区会館	佐藤主査	11	室根村	-	室根村第2区	新制度の説明		○					新規取組のため今年度は基礎単価とし、次年度から体制整備単価を目指すこととした。
7	"	17. 4. 22	室根村屋中地区会館	三熊主任改良普及員	10	室根村	室根村屋中農家組合	室根村屋中農家組合	新制度の説明			機械・農作業の共同化	非農家との連携			
8	"	17. 4. 26	室根村西の沢地区集落センター	佐藤主査	11	室根村	室根村西の沢地区	室根村西の沢地区	新制度の説明 集落営農について			機械・農作業の共同化	担い手への農作業受委託			
9	"	17. 4. 28	室根村第15区会館	佐藤主査	13	室根村	室根村第15区	室根村第15区	共同取組の内容 学校との連携			機械・農作業の共同化	非農家との連携			
10	"	17. 5. 10	川崎村笠松老人憩いの家	佐藤主査	13	川崎村	-	川崎村外山東部	新制度の仕組み 優良事例について			地場産農産物加工販売	集落内非協定農家との連携			新規協定
11	"	17. 5. 12	千厩町役場2階大会議室	小野寺上席改良普及員 佐藤主査	25	千厩町			千厩町中山間地域等直接支払制度集落代表者説明会							新制度の説明
12	"	17. 6. 2	合庁大会議室	井上主幹ほか16名	35	管内全町村			管内町村等農政担当者会議							県推進計画の説明 振興局方針の説明

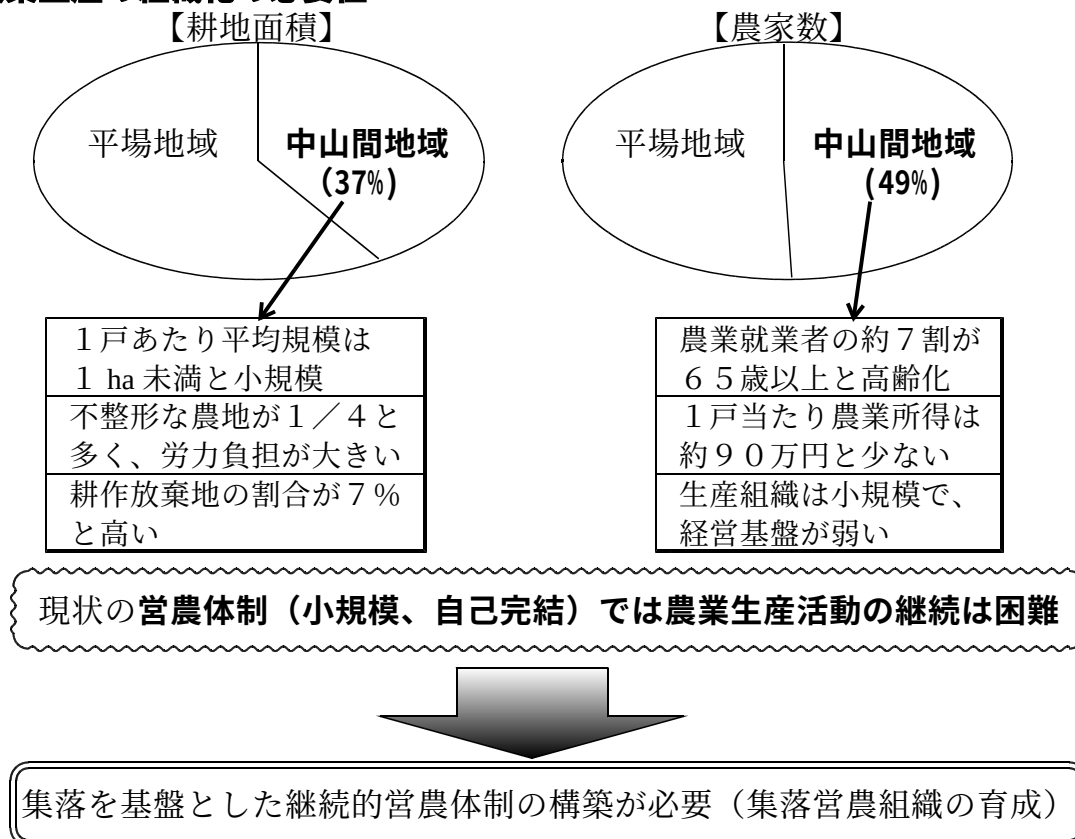
13	〃	17.6.3	川崎村活性化センター	佐藤主査	9	合併市町村								両隣合併市町村直接支払制度打合せ						合併後の市町村基本方針のすり合わせ
14	〃	17.6.17	東山町山谷公民館	佐藤主査	23	東山町	東山町 山谷・長平	東山町 山谷・長平		〇				認定農業者の育成						
15	〃	17.6.27	千厩町大平集落センター	佐藤主査	10	千厩町	千厩町 大平	千厩町 大平		〇				機械の共同化						
16	〃	17.6.30	合庁小会議室	井上主幹 熊谷主幹 阿部課長ほか	15	管内全町村								管内担当者及び地方指導班合同会議						各町村取組状況の確認 基本方針・集落協定の作成方法 体制整備単価の条件に係る意見交換
17	〃	17.7.5	川崎村活性化センター	佐藤主査	7	合併市町村								両隣合併市町村直接支払制度打合せ						H18年度予算要求について
18	〃	17.7.7	大東町農村環境改善センター	佐藤主査	40	大東町								中山間地域等直接支払制度推進員代表者会議						協定参加農用地・同意書の取りまとめ 集落マスタープラン、保全マップの作成方法
19	〃	17.7.22 17.7.25	管内各町村	佐藤主査	7	管内全町村								地方推進班による巡回指導支援						基本方針・集落協定の策定状況の確認 意見交換
20	〃	17.7.27	室根村曲ろくふれあいセンター	熊谷主幹 小野寺主任主査 小野寺上座改良普及員	40	室根村								中山間地域等直接支払制度集落代表者会議						各集落の進捗状況の確認 集落協定書の作成について
21	〃	17.7.27	藤沢町保呂羽コミュニティセンター	佐藤主査	8	藤沢町	藤沢町峯沢 ～栗沢 (9集落)	藤沢町第36区 ～39区 (4集落)						藤沢町保呂羽地区中山間直接支払制度集落代表者説明会						保呂羽地区3集落の連携について
22	〃	17.8.2	千厩町幾清水公民館	佐藤主査	13	千厩町	荻荻集落	荻荻集落		〇				体制整備単価の取組具体例の提案						集落内非協定農家との連携
23	〃	17.8.5	東山町公民館大会議室	佐藤主査	54	東山町								東山町中山間地域等直接支払制度集落説明会						体制整備単価の取組事例の提案 集落協定書の作成方法
24	〃	17.8.23	川崎村活性化センター	佐藤主査	24	川崎村								川崎村中山間地域等直接支払制度集落代表者会議及び集落指導会						各集落協定内容の確認 予算・会計帳簿・収支報告書の作成方法 作業日誌・写真帳の作成方法
25	〃	17.9.12	千厩町小裂こがね会館	佐藤主査	6	千厩町	西ノ前集落	西ノ前集落		〇				中山間モデル賞候補集落の現地調査						集落内非協定農家との連携
		25回			512															

※上記の他 千厩農業改良普及センター（東嶺井地方中山間地域等直接支払制度活用推進班推進チーム員）は集落巡回指導の際、新制度取組支援を実施している。

中山間地域等直接支払制度の推進に向けた取組

新潟県

1 農業生産の組織化の必要性



2 推進体制

- ・農政・普及・農地の関係課が連携した推進チームを本庁及び地域機関に設置

	県推進チーム（本庁段階）	連携	地域推進チーム（地域機関）
構成	本課、普及所管課 農地関係課		農政担当課、普及指導センター 農地担当課
活動内容	・県方針策定、活動計画策定 ・啓発資料の作成、情報提供 ・シンポジウムの開催 等	⇄	・地域活動計画策定、目標設定 ・協定活動の実践指導・支援 ・農地関連事業等との連携調整 等

3 推進内容

【平成16年度】

①保全すべき農地のゾーニング	『保全すべき農地のゾーニングマニュアル』（H16.5） ・市町村が集落と連携して実施 ・保全すべき農地基準に基づき範囲設定 ・保全すべき農地の利活用計画の検討 ・保全外農地の今後の取扱い検討（林地化等）
----------------	---

②集落協定の広域再編、継続的営農体制づくりの推進	『「1 協定 1 農場」育成マニュアル』（H16.5） ・市町村が集落間連携、集落協定広域化の可能性を分析 ・保全すべき農地を継続的に維持していくための体制（1 協定 1 農場）づくりの必要性を集落へ働きかけ
--------------------------	--



③新たな「集落活性化プラン」の策定推進	『新たな「集落活性化プラン」作成の手引き』（H16.12） ・集落の話し合いにより継続的営農体制づくりを含めた将来ビジョン、取組目標を明確化 ・このプランに基づき集落協定に反映
---------------------	--

【平成 17 年度】



④制度を最大限活用した集落協定の締結推進	○集落単位以上の締結範囲を基本に推進 ・継続的営農体制（集落営農組織）の構築 ・多様な地域活性化の取組（農産加工、交流等） ↓ 体制整備単価（10 割単価）＋加算措置
----------------------	---

4 現地取組事例

（1）上越市^{きよさと}清里区

- ・旧対策の 12 集落協定を地区全体の広域協定として締結。
- ・旧集落協定は支部として位置付け、集落の独自性、基本機能は維持。
- ・集落営農組織の連携体制が構築され、集落を越えた農作業受委託・農地利用集積を図りながら各組織の法人化を進め、将来的には地区全体での法人化を目指している。（規模拡大加算、法人設立加算）

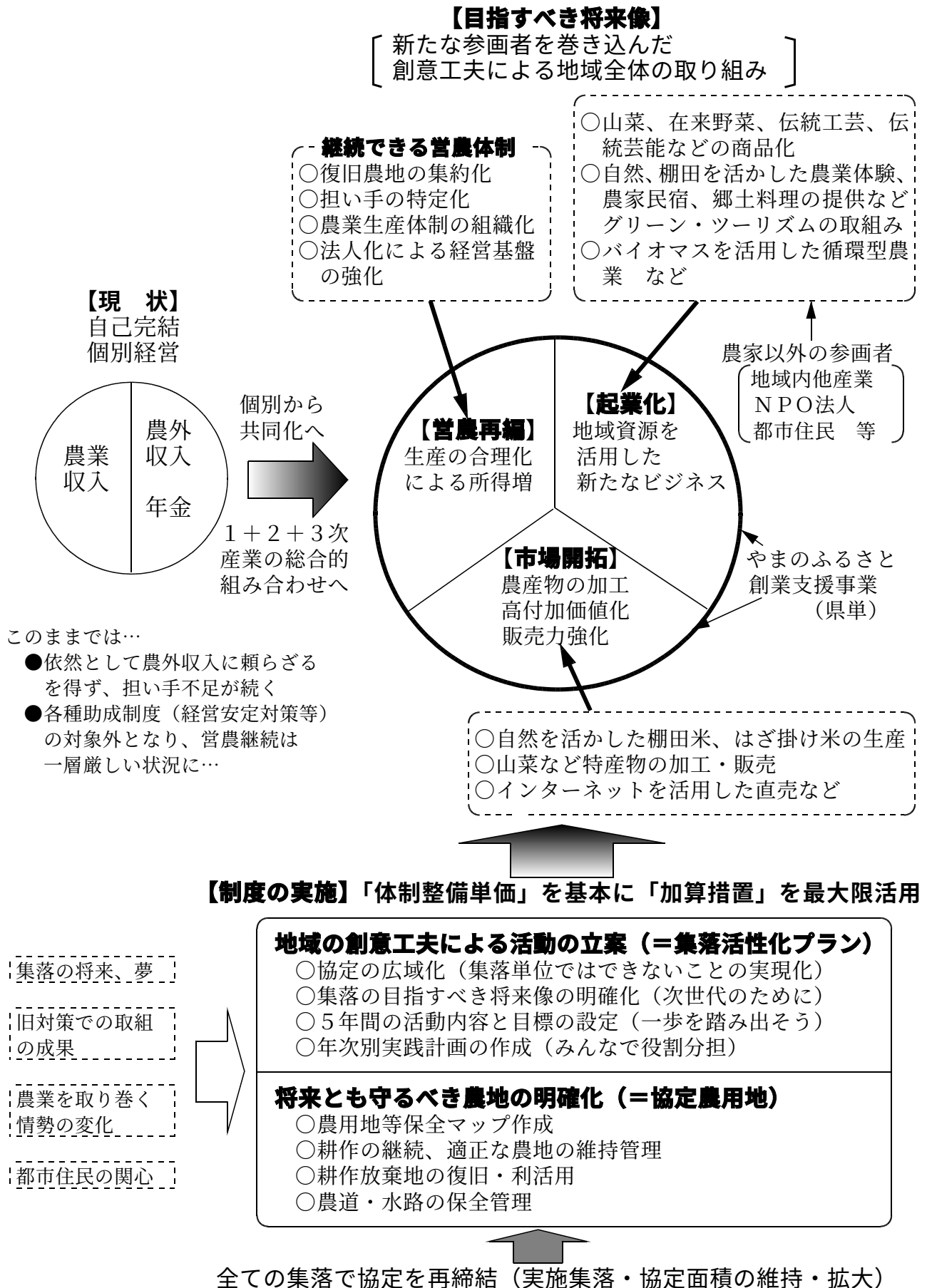
（2）糸魚川市^{かみねち}上根知地区

- ・旧対策の 7 集落協定を地区全体の広域協定として締結。
- ・集落単位での営農組織の育成を進めるとともに、特定法人（特区参入企業）と連携した農作業受委託推進、農地集積を図ることとしている。（規模拡大加算）
- ・広域化により、地区全体の農地利用調整、特産品開発、都市との交流活動の充実が可能

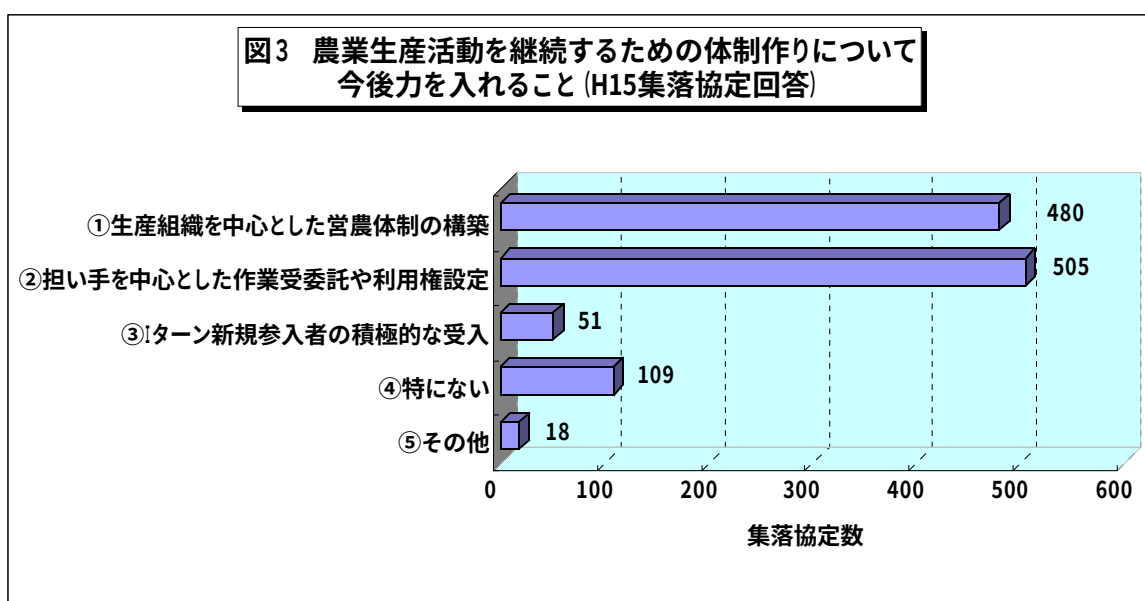
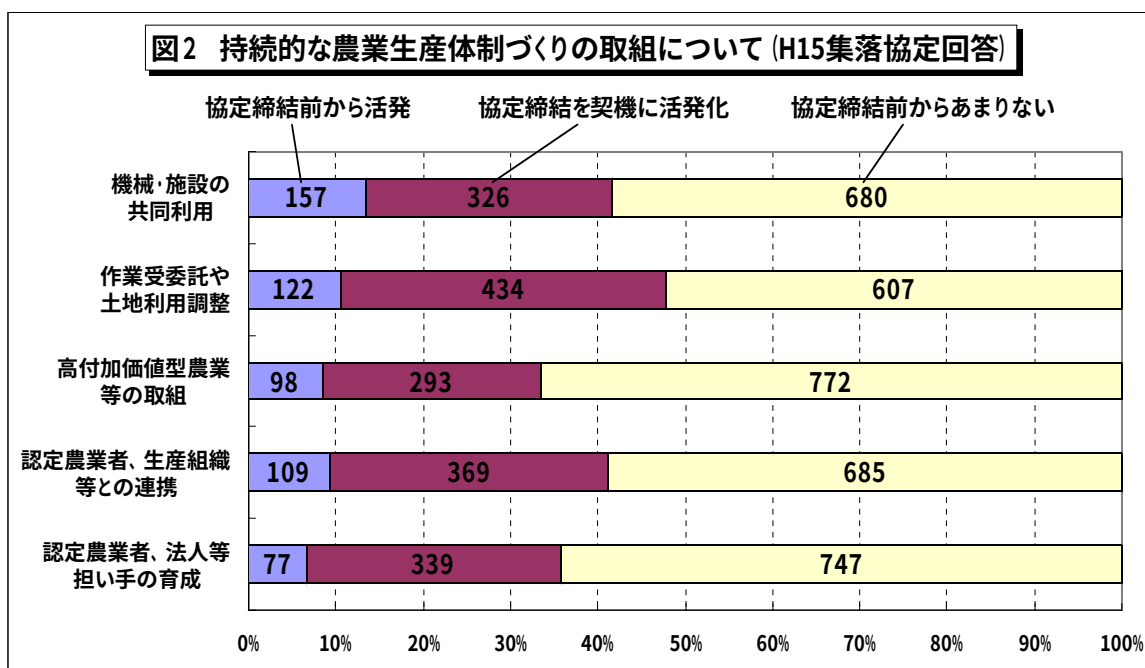
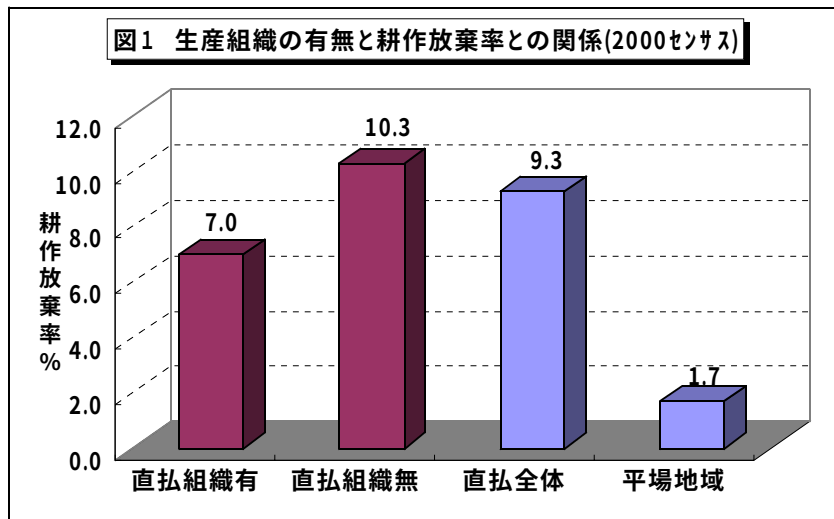
（3）川口町^{ぶどうくぼ}武道窪集落

- ・中越地震の震源地で、農地、農道・水路にも甚大な被害を受けたことから、それまでの小規模自己完結型の経営では営農再建が困難となっていた。
- ・そのため、「1 集落 1 農場」の形態での法人組織を設立し、法人への農地集積と経理一元化により、個別農家の労働負担や経済的負担の軽減を図っている。（土地利用調整加算、法人設立加算）
- ・集落を基盤とした法人を設立したことにより、離農を考えていた農家が踏みとどまり、復興モデルとして他地区への波及が期待されている。

1 中山間地域等直接支払制度を活用した活性化の方向



2 生産組織関連データ



3 保全すべき農地のゾーニング基準

(『保全すべき農地のゾーニングマニュアル』から抜粋)

【基準1 限界的農地の区分基準】

○ 限界的農地の区分基準

- ・ 生産費、管理労力、作業性、収益性等を勘案して、以下の条件のいずれかに該当する農地を限界的農地とする。
- ・ 国土調査による地積図、区画整理事業の確定測量図、デジタルオルソ図等を活用し、市町村担当者及び集落代表者が下図の基準に従いYES・NO方式で判断する。



【基準2 優先的に保全すべき限界的農地の区分基準】

○ 優先的に保全すべき限界的農地の区分基準

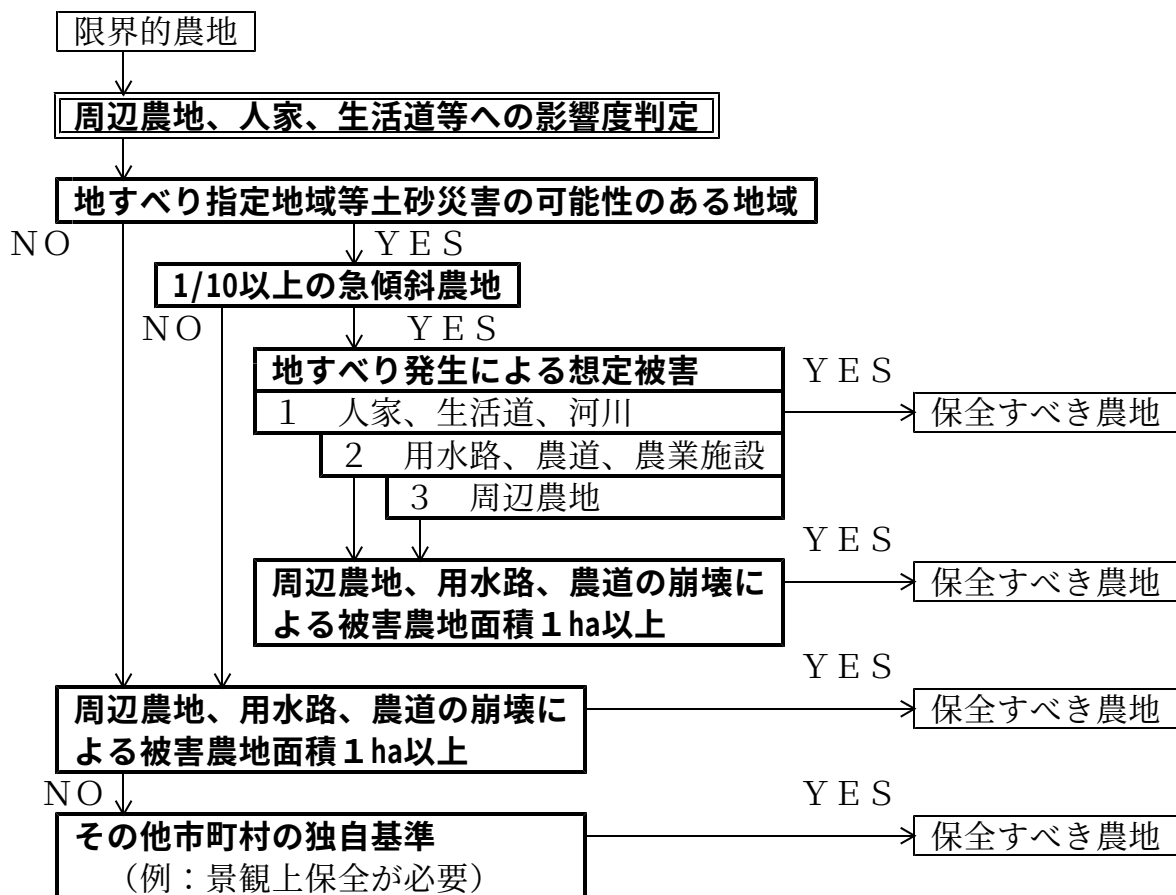
- ・ 「限界的農地の区分基準」同様、地積図やデジタルオルソ図等を活用し、市町村担当者及び集落代表者が下図の基準に従いYES・NO方式で判断する。
- ・ 原則として、地すべり指定地域内の傾斜1/10以上の農地で、人家、生活道、用水路、農道に影響を与える農地を保全すべき限界的農地とするが、その他地域の実情に応じて市町村が独自に基準を設定し保全すべき限界的農地としてもよい。

○ 基準を用いた区分方法

- ・ 限界的農地が、地すべり指定地域等土砂災害の指定がされているか判断する。（地すべり指定は、国土交通省、農林水産省農村振興局、林野庁のものがある）
- ・ 地すべり指定地域内の1/10以上の急傾斜農地か判断する。
- ・ 地すべり等により、人家、生活道、用水路、農道、周辺農地等に影響があるかどうか判断する。
- ・ 地域の実情に応じて市町村が独自に設定した基準について判断する。

○ 留意点

- ・ 保全すべき農地としては、面としての保全と法面等のみの保全対策があり、地域条件に応じて判断する。



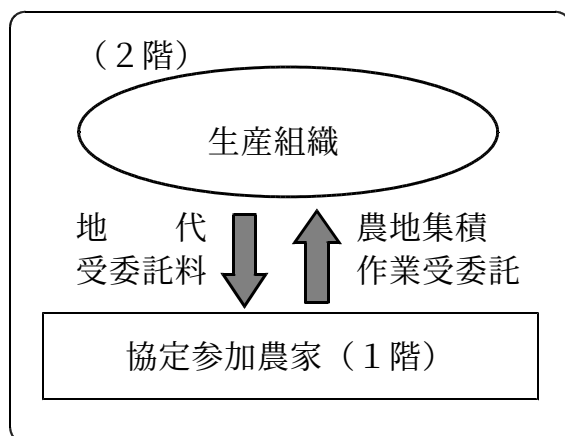
4 「1 協定 1 農場」のイメージ

(『「1 協定 1 農場」育成マニュアル』から抜粋)

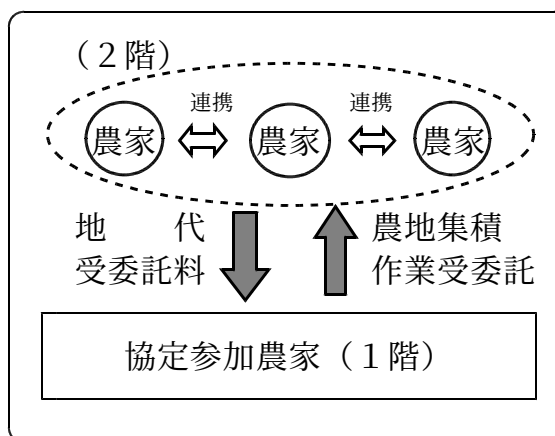
< 1 協定 1 農場のイメージ >

各階の役割	具体的イメージ	
【2 階部分】 効率的経営で所得確保が図られる担い手群	生産組織型 (含集落型経営体、法人)	◆集落有志による担い手型生産組織 ◆集落ぐるみ型生産組織
	個別経営体型	◆個別経営体の連携組織
【1 階部分】 農地の団地的利用と利用調整の受け皿機能によって担い手をサポートする地権者組織	◆協定参加農家（農家組合又はその連合組織）	

< 生産組織型「1 協定 1 農場」 >



< 個別経営連携型「1 協定 1 農場」 >



- 1 階部分：農地の地権者集団であり、主要作業は 2 階部分の担い手に委託します。しかし、日常の肥培管理、水管理、畦畔除草等を行うものであり、農業からの撤退を進めるものではありません。将来的に、高齢化等により日常の肥培管理等が出来なくなった場合は、2 階部分の担い手にスムーズに委託が可能となります。経営としては生産費等の低減が行われ、農業所得の向上につながります。
- 2 階部分：主要作業の受託を行う組織です。主要作業の機械管理が主体であるため日常の労働力強化にはなりません。作業受託が主体であるため農業経営上は所得の向上が図られます。将来的に、農地を借地することになった場合は、自らの経営理念の実現が可能となります。

富山県における中山間地域等直接支払制度推進のための
NPO法人「グリーンツーリズムとやま」との連携事例

富山県農村環境課

1. NPO法人グリーンツーリズムとやまの概要

(1) 設立年月日 平成16年6月1日

(2) 設立目的

都市・農山漁村の交流及びグリーンツーリズム（農山漁村で楽しむ、ゆとりある滞在型余暇活動）活動の推進に関する事業を行い、元気で活力のある農山漁村の創造と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。（「定款目的」抜粋）

(3) 活動内容

都市農山漁村交流に関する調査研究等の一連の事業、その他目的を達成するための活動等。

2. 連携することとなった経緯（県）

本年度からスタートした2期対策の中で、特に

(1) 未締結集落の解消を図る（協定締結率、実施率の向上）

(2) 事務手続きの簡素化を図る

- ・本年度から集落協定書に新たに集落マスタープランや農用地等保全マップの作成の作業が加わったため、この作成を軽減するものとして

(3) 集落活動の活性化を図る

ためには、これまでの行政支援に加えて、何らかのサポートが必要であった。

2. NPO法人によるサポート内容

(1) 集落協定の締結支援

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事務手続き支援
（集落協定書、農用地等保全マップ等の作成支援）

(3) 集落協定に基づく活動の支援（都市農村交流など）

(4) その他

- ・集落間の情報交換等

4. NPO法人による具体的なサポート事例

(1) 未締結集落の解消（2集落）

- ・前期対策で未締結であった2集落において、話し合いに参加し、協定締結を促した。

(2) 農用地等保全マップの作成支援（1集落）

- ・1集落において、集落の皆さんとともに話し合い、集落を巡回するなどして農用地等の保全マップの作成を支援した。

(3) U市中山間地域連絡協議会の設立及び活動支援

- ・U市において、中山間地域直接支払制度に取り組む集落間の連携を図るため協議会の設立とその活動を支援した。（都市農村交流、鳥獣害対策、情報交換、耕作放棄地の復旧など）

5. 活動写真



○写真1 未締結集落の中での話合いの様子



○写真2 耕作放棄地の復旧作業



○写真3 小学校跡を利用した中山間地域フォーラム

熊本県における中山間地域等直接支払制度の推進状況

1 新対策の取組状況

(1) 取組面積等

項 目	H17年度 実績見込	H16年度 実 績	対前年比	備考
交付対象面積	32,304ha	32,000ha	100.9%	全国2位(H16)
田	13,622ha	12,964ha	105.1%	
畑	4,373ha	4,148ha	105.4%	
草 地	2,158ha	2,248ha	96.0%	
採草放牧地	12,151ha	12,640ha	96.1%	
協定締結数	1,347件	1,726件	78.0%	
集落協定	1,327件	1,698件	78.2%	
個別協定	20件	28件	71.4%	
延べ参加農家数	34,254戸	34,058戸	100.6%	
交付金支払額	2,288百万円	2,447百万円	93.5%	全国5位(H16)

(2) 単価別取組状況

単価	協 定 締 結 数			対象面積	備考
	集落協定	個別協定	合 計		
体制整備単価	415件(31%)	6件(30%)	421件(31%)	21,602ha(67%)	
基 礎 単 価	912件(69%)	14件(70%)	926件(69%)	10,702ha(33%)	

※ 括弧内は、全体に占める割合。

(3) 加算取組状況

	規模拡大	土地利用 調 整	耕作放棄 地 復 旧	法人設立 (特定農業法人)	法人設立 (農業生産法人)	計
協 定 数	10協定	1協定	—	—	2協定	13協定
取組面積	25ha	23ha	—	—	19ha	67ha
交付金額	155千円	116千円	—	—	114千円	385千円

(4) 前対策から新対策への移行状況（集落協定）

	H16年度		H17年度		備 考
	協定数	面 積	協定数	面 積	
全 体	1,698	32,000ha	1,327	32,304ha	
継 続	1,544	31,074ha	1,240	30,514ha	前対策から560haの減
新 規			87	1,790ha	地域区分変更等 26協定1,360ha その他 61協定 430ha
取り止め	154 (9%)	936ha (3%)			地域区分変更 10協定168ha その他(高齢化等) 144協定768ha

※ 継続分の協定数の減少は、集落の統合等による。

2 本県における制度の推進について

(1) 基本的な考え方

- 過疎化・高齢化が進行した中山間地域集落の維持・保全、振興を図るためには、集落の将来を見据えた集落ビジョン（マスタープラン）が不可欠と認識。
- キーワードは「自主的かつ具体的」
→ 集落の自発的な合意形成のため、ワークショップなどの合意形成手法を活用。

(2) 具体的な取組み

- ① シンポジウム・研修会の開催
 - シンポジウム（H13～、年1回開催）
市町村、集落代表者等（500名程度）を対象に、集落ビジョンの具体的事例等を紹介
 - 集落ビジョン研修会（H15. 8、2回開催）
市町村担当者を対象に、集落ビジョンの策定及び推進についての具体的な技術・手法を学習。
 - 県出先機関における学習会（H13～15、4地区）
- ② 地域おこしマイスターの活用
集落ビジョン策定を指導・支援する地域おこしマイスターを派遣。

年 度	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	計
地区数	1	5	7	10	5	28地区
回 数	4	8	11	24	16	63回

- ③ モデル地区における実践
H14：1地区 多良木町（栖山）
H15：7地区 中央町（小岩野）、菊池市（松島）、矢部町（田小野）、
甲佐町（下豊内）、甲佐町（西原）、清和村（井無田）、
人吉市（大畑麓）
H16：1地区 矢部町（男成）
- ④ 事例集の作成・配布
H14、16 各2,500部

(3) 成果

- ① 集落ビジョンの必要性の普及・浸透
H15アンケート調査によると、全体の66%が集落ビジョンの必要性を認識。
（内訳：作成済7%、作成中9%、作成検討48%）
- ② 新対策へのスムーズな移行
今回の対策から義務づけられた「マスタープラン」並びに「農用地保全マップ」に関して、市町村及び集落における抵抗感が少なく、スムーズな協定の移行が図られた。

(参考) 集落ビジョンの策定例

1 集落点検

集落ビジョンの策定にあたり、まず自分の住む集落を知るといことから、集落の良いところ、残すべきところ、改善すべきところをワークショップ形式によってまとめた。



2 集落みんなで集落点検を実施

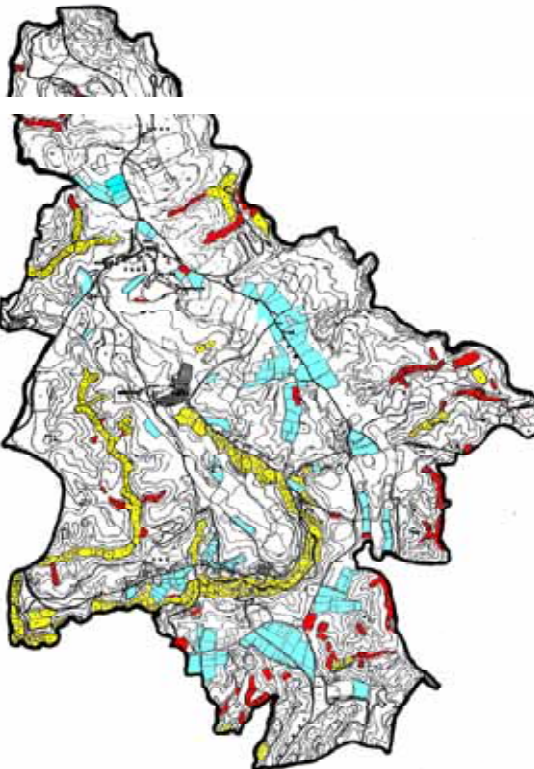
集落内を3班に分かれて、実際に歩きながら、カメラを片手に集落点検を実施。写真と気づいた内容を地図上に整理した。

「集落点検マップ」→



3 耕作予想図の作成

集落の現在の耕作地と5年後の耕作地を地図上に落として、耕作予想図を作成した。



←「5年後の耕作マップ」
(赤色が耕作放棄地になりそうな農地)

4 外部からの意見聴取

外部の人（この地区では大学生）を招いて集落を案内し、意見を聞いた。



5 農地保全マップの作成

(1) 集落の各農家から、農地や農道、用排水路等の問題点をそれぞれ出してもらった。

＜ 検討の視点 ＞

- ・ 農業機械が入らない農地
- ・ 日当たりの悪い農地
- ・ 水はけの悪い農地
- ・ 改良の必要な農道・水路
- ・ 農作業の危険な箇所
- ・ 鳥獣害防止対策の必要な箇所 など

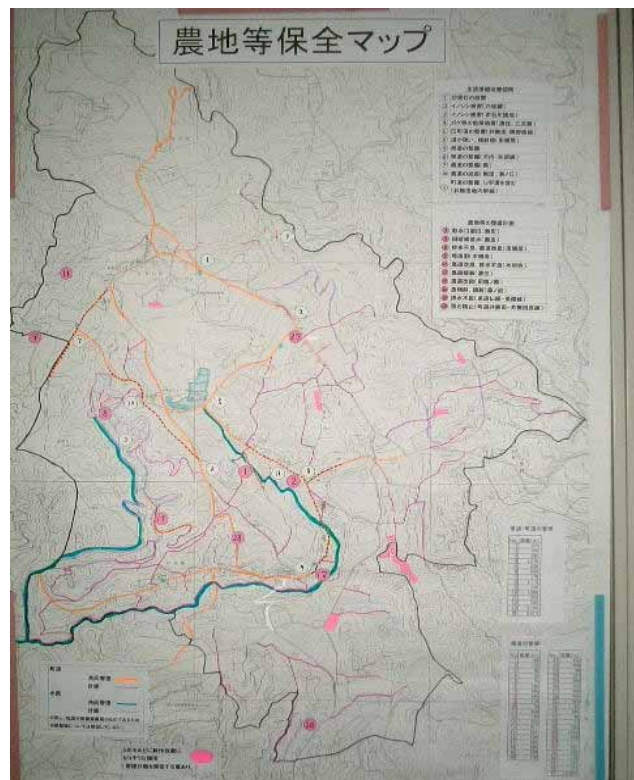


(2) 問題のある箇所をカードに書いて地図に貼った。

(3) 地図に貼ったカードを「実施主体（集落で取り組めること、行政（町、県）に頼むこと）」別、「実施時期（すぐやること、やや急ぐもの、長期的なもの）」別に模造紙に並び替えた。

(4) それらを地図上に再整理することにより、農地保全マップを作成。

「農地等保全マップ」→



6 集落ビジョンの策定

上記の検討を元に、具体的な行動計画を集落ビジョンとして取りまとめた。